

美祿市監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和3年10月22日

美祿市監査委員 重村暢之
同 荒山光広

令和3年度定期監査（財務監査）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、美祢市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

3 監査の対象

デジタル推進課、行政経営課、税務課、地域振興課、市民課、生活環境課、地域福祉課、高齢福祉課、指導監査室、農林課、建設課、商工労働課、会計課、教育総務課

以上14所屬

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和3年度における監査の実施に当たっては、市の事務事業について、「財務に関する事務の執行」、「経営に係る事務の管理」、「行政事務等の執行」などが適正になされているか（合規性）、計数等に誤りはないか（正確性）、最少の経費で最大の効果を上げているか（経済性、効率性、有効性）という観点を重視するとともに、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかについて留意した。監査計画に基づき、各種計画の進捗管理、経営感覚を持った事業実施、組織マネジメントについて、関係資料の試査並びに照査、必要に応じて関係職員から説明の聴取を行うとともに、決算審査及び例月出納検査の結果と連携した監査を実施した。監査の指摘事項等については、改善を推進することを目的とし、措置状況の報告を求める。

5 監査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局

日程 令和3年6月29日から8月19日まで

6 監査の結果

関係資料のうち、試査及び照査により監査した限り、重要な点においておおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善、是正を要する事項が見受けられたので、所要の措置を実施するよう求める。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭等で改善を求めた。

また、決算審査において意見を述べているので、監査結果と併せて留意されたい。

令和3年度定期監査結果報告

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
デジタル推進課			<p>【情報施設運営事業について】 未収金（有線テレビ使用料）の収納に係る経緯の記録を残すとともに、回収等収納対策に注力いただきたい。</p>	<p>【広報作成業務、ホームページ管理運営事業について】 市民、市外への情報提供のツールである広報、ホームページについて、高齢者への配慮を含めて、より使いやすくなるように対応いただきたい。</p>
			<p>【有線テレビ指定管理について】 指定管理料における修繕料の状況を注視し、精算の必要性について検討いただきたい。</p>	<p>【電算管理業務について】 電算業務に係るシステム改修等について、可能な範囲で業者見積りの内容を精査し、経費の節減に努めていただきたい。 コロナ関連で購入した備品（パソコン等）について、有効活用していただきたい。</p>
行政経営課			<p>【ふるさと美祢応援寄附金事業について】 自主財源である寄附金について、寄附者の獲得を図っていただきたい。</p>	

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
税務課		<p>【市民税班】【市民税の調定について】 R1年度課税の特別徴収のうち、R2.4～5月分について、R3.6月に調定されていた。</p>		<p>【収納推進室】【債権管理マニュアルについて】 収納対策の基本となる債権管理マニュアルについて、状況に応じて内容の見直し等を行い、統一的な方向性をもって、自主財源の確保に注力いただきたい。</p>
		<p>【固定資産税係】【委託契約について】 鑑定評価時点修正業務委託の決裁において、随意契約の理由が記載されていなかった。</p>		
地域振興課				
市民課				<p>【保険年金係】【国保】【安定運営事業について】 基金について、適切な規模はどのくらいかを検討し、基準の明確化を図っていただきたい。</p>

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
生活環境課		<p>【生活環境維持事業について】 快適環境づくり推進協議会補助金について、団体からの交付申請が年度末になっていた。事業が未実施だった場合の補助金の精算、戻入等について、交付要綱に規定がなかった。</p>		<p>【最終処分場運営事業について】 美祢、美東、秋芳地域で、最終処分場の経費等が異なっていることから、委託料（処分単価）の統一化に向けて、検討いただきたい。</p>
		<p>【予算の執行について】 随意契約による物品購入等の決裁において、地方自治法施行令第167条の2第1項、何号に該当するのか記載がなかった。 受付看板作成業務について、同一業者に同内容の業務を分割して発注していた。また、請負契約にあたるが、契約書に印紙(200円)が貼付されていないなかった。 修繕伺の金額と実際の支払額が突合していなかった。</p>		

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
地域福祉課		<p>【地域子育て支援班】【備品購入について】 同一のものを同業者で購入していたが、購入時期、単価にばらつきがあった。</p>	<p>【保護班】【生活保護扶助事業について】 未収金(生活保護費返還金)について、収納に係る経緯の記録を残すとともに、回収等収納対策に注力いただきたい。</p>	
		<p>【地域子育て支援班】【病児保育施設運営事業について】 病児保育業務委託契約における収納事務の委託について、財務規則第40条に規定されている会計管理者の意見を聴いていなかった。</p>		
		<p>【地域福祉班】【民生児童委員活動事業について】 事業の実績報告書として、協議会自体の会計報告書が添付されていた。</p>		
高齢福祉課			<p>【一般会計】【生涯現役推進事業について】 事業が未実施だった場合の委託料の精算について、明確化されたい。</p>	
指導監査室				

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
農林課		<p>【農政班】【都市と農村交流施設運営事業について】 桂岩ふれあいセンター指定管理料について、実績報告書の予算額において、利益が計上されていた。実績報告書の決算額と実際の決算額が突合していなかった。</p>		
		<p>【農政班】【中山間地域等直接支払事業について】 団体から提出された実績報告書の補助金交付額が、実際の交付額と突合していなかった。</p>		
		<p>【耕地班】【土地改良区助成事業について】 実績報告書の供覧がなされていなかった。 実績報告書は、交付要綱に規定されている期限後の6月に提出されていた。 交付要綱に規定がない概算払請求により、補助金が支払われていた。</p>		

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
農林課		<p>【林務班】 【林業振興団体支援事業について】 林業振興グループ育成費補助金（美東町、秋芳町）について、実績報告書において、事業費が補助金額を下回っていたが、返還等はなされていなかった。 収支決算書の記載内容に不明確な点があった。</p>		
				<p>【六次産業推進室】 【六次産業推進事業について】 生産、加工、流通、販売までを全体にプロデュースする視点から、六次産業の活性化を図っていただきたい。</p>
建設課		<p>【都市計画班】 【備品購入について】 年度末に同様の備品を、何度かに分けて購入していた（R1度指導事項）。 随意契約による物品購入等の決裁において、地方自治法施行令第167条の2第1項、何号に該当するのか記載がなかった。 決裁、発注、納入等の日付が記入されていない。</p>	<p>【管理班】 【公営住宅維持管理等事業について】 未収金（住宅使用料）の収納に係る経緯の記録を残すとともに、回収等収納対策に注力いただきたい。</p>	<p>【まちづくり推進室】 【都市・地域拠点活性化推進事業について】 地域拠点の活性化はまちづくりの基礎となるものであるから、都市計画等との整合性を図り、目指す方向性に向けて取り組んでいただきたい。</p>

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
商工労働課		<p>【道の駅活用促進事業について】 指定管理事業報告書について、道の駅みとうは、事業計画書と収支決算書の予算額の整合性がとれておらず、予算額において収益が計上されていた。 道の駅おふくは、コロナ関連補助金が別枠表記され、収支決算額に算入されていなかった。 収支決算額の内訳に係る詳細な資料がなかった。</p>		
		<p>【竹材等資源活用事業について】 農林資源活用施設の指定管理料について、事業計画書は税込み、収支決算書は税抜き表示になっており、数値が突合していない。 収支決算額の内訳に係る詳細な資料がなかった。</p>		
会計課				<p>【物品の管理について】 備品の廃棄等を確認し、適正な管理に努めていただきたい。</p>
教育総務課				